



館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19
☎0186-43-7129



渡邊修一さんと後継者として就農した娘の玲奈さん

地域農業の担い手として活躍 「家族経営協定」で意欲とやりがい

大館市農業委員会では、家族の皆さんが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づいて取り決める「家族経営協定」の取組を推進し、協定書の締結・調印についてお手伝いをしています。

当市では平成二十五年に、二家族の農家が家族経営協定を結ぶ合同調印式を行いました。そのうちの一家族である渡邊家は、修一さんと和子さんの夫妻と、新規就農する娘の高松玲奈さんがそれぞれ協定を結びました。

渡邊修一さんは水稲、山ウド、花卉の複合経営を和子さんと共に行っており、娘の玲奈さんが後継者として新規就農し、花卉部門のダリアを中心に取り組み、東館地区の「人・農地プラン」において地域の中心となる経営体に位置付けられています。

娘の玲奈さんは「よく研修に行くと、一年を通して花の需要があり、やりがいを実感できる。花の咲く時季や安定した出荷量など課題も多いが、将来性はあり、意外に楽しい。」と話します。「あと、若い後継者、特に女性の担い手が少ないので、もっと増えてほしいです。女性農業者として、協力し合う仲間がもっと増えてくれたら嬉しい。」と、後継者としての意欲とやりがいも話してくれました。

父親の修一さんは「もちろん農業は大変なこともあるが、自分で仕事の時間やペースを決められるのは良いところですよ。若い女性の農業者は少ないので、モテますね。」と、苦笑いをする玲奈さんの横で、農業と家族経営の利点や、手塩にかけて育てている花卉と人気のある自慢の娘について、微笑んで話していただきました。

農業委員の任務分担

(平成27年7月20日～平成28年7月19日)

会長 糸屋 由衛門 (公選・中山) 会長職務代理者 安部 幸美 (公選・餅田2区)

総務小委員会	・農業委員会の業務活動の計画	・農業委員研修の企画
	◎石垣忠廣 (公選・小茂内) 松澤耕策 (農協・寺崎) 藤盛久登 (公選・本郷上) 石垣一子 (学識・中山) 畠山秀義 (公選・板戸) 田村光弘 (公選・沢尻)	○石山元一 (公選・赤坂) 渡邊久雄 (公選・五日市) 小林茂喜 (公選・松原) 小富英悦 (公選・板沢) 菅原久隆 (公選・羽立)
農業振興小委員会	・農作業標準賃金の策定	・水稻作柄調査
	◎小笠原恒義 (公選・外川原) 菅原和久 (公選・釣田) 芳賀佐助 (公選・比内前田) 小丹波潔 (公選・独鈷) 伊藤昇 (公選・小館町)	○阿部重信 (学識・大谷) 山内俊幹 (公選・中羽立) 佐藤恭一 (改良区・粕田1区) 畠山豊実 (公選・別所) 斎藤重春 (公選・黒沢)
農地調整小委員会	・農地転用等に係る現地調査	
	◎畠山米藏 (公選・松峰) 北村鉄正 (公選・味噌内下) 小林大樹 (公選・小坪川原) 畠山薫 (公選・曲田) 虻川良逸 (公選・山田渡) 木次谷和明 (共済・葛原)	○花田昭治 (公選・深岱) 岸喜一 (公選・笹館) 田山弘一 (公選・沼館1区) 田村秀雄 (公選・田茂の木) 成田レイ子 (学識・大森)

【◎は委員長、○は副委員長】

総会開催・申請受付日程

大館市農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等をしようとする方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

平成27年9月から28年7月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	各種申請届出受付締切日	転用等現地調査日	開催場所
平成27年9月4日(金)	8月20日(木)	8月25日(火)	比内総合支所3階 301大会議室
平成27年10月5日(月)	9月18日(金)	9月25日(金)	
平成27年11月5日(木)	10月20日(火)	10月23日(金)	
平成27年12月8日(火)	11月20日(金)	11月25日(水)	
平成28年1月5日(火)	12月18日(金)	12月25日(金)	
平成28年1月29日(金)	1月15日(金)	1月19日(火)	
平成28年3月4日(金)	2月19日(金)	2月25日(木)	
平成28年4月5日(火)	3月18日(金)	3月25日(金)	
平成28年5月6日(金)	4月20日(水)	4月25日(月)	
平成28年6月6日(月)	5月20日(金)	5月25日(水)	
平成28年7月5日(火)	6月20日(月)	6月24日(金)	

※開催日及び開催場所は、変更になる場合があります。

農業委員会法の改正について 農地利用最適化推進委員の設置



大館市農業委員会
会長 糸屋 由衛門

近年、農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、国による農業・農村政策の大幅な改革が進められております。

昨年は農地法の一部改正により、農地中間管理機構が創設され、中間管理機構による農地の集積は約六十七ヘクタールと大館市の移動面積全体の約一割でありました。

本年度は農業委員会法の一部が改正され、農業委員の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員の設置、都道府県及び全国における農業委員会ネットワーク機構の創設などが定められることとなっております。

具体的には、大館市農業委員は平成二十九年七月から選挙で選ばれるのではなく、大館市長から選任されることとなり、コンパクト化を図るため、定数も見直し削減される見込みであります。

方、農地を集積し有効に活用するため、農地利用最適化推進委員を新たに設置し、農業委員会がこれを選任し委嘱することとなります。

このことから農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、その業務を適切に遂行できる体制を整えて行くことが喫緊の課題となっております。

農業委員会系統組織

である都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワーク機構が創設されることから、実質的に継続されることとなります。

また昨年の農地法の一部改正により農地情報提供が新たに定められ、インターネットでも検索することができるようになりました。

これは、全国農業会議所が、農業委員会の協力のもと「全国農地ナビ」を構築し、一般に公開しているもので、この体制を維持していくために、改めてネットワーク機構の必要性が認められた形になっております。

TPP交渉について

さて、海外に目を転ずれば、米国では六月二十九日に環太平洋連携協定(TPP)交渉のかがを握っていた大統領貿易促進権限法が成立しております。これを受けた日本政府は早期の妥結を目指す

すとして、乳製品を除く農産物の関税の引き下げや一部撤廃で妥協を図ろうとしておりますが、関税率や知的財産など各国の主張が噛み合わず、交渉は再び暗礁に乗り上げている状況にあります。

経済至上主義に走ることなく、自給率を維持しながら、国民の食を守る農家の保護もまた必要なことなのであります。

価格の安い外国農産物が市場に出回れば、少なからず全国の農産物の消費に影響が生じ、結果的に農家が苦境に瀕することは明白であります。

農地を農地以外の用途で使用するには「転用許可」が必要です!

農地を「庭」や「私道」として長年使用していませんか?

自分の所有している農地でも転用の許可を受けなければ庭や私道として利用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

～ 国が支える 安心が大きくなる ～ 農業者年金

老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金制度は、農業者のためだけに用意された政策年金です。安心感のある優れた仕組みになっています。

また、農業者の方なら広く加入でき、安心で豊かな老後をサポートします。

みなさんのサポート役として、農業委員会では年金加入推進員を配置しています。

「話を聞いてみたいけど、忙しくて農業委員会まで行けない」「暇がない」など様々な事情に答えられるよう奮闘中です。お気軽に農業委員会までご連絡ください。

○加入できる方は

→国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方。
国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要。

○保険料の額は自由に決められます

→通常加入は月額2万円から6万7千円までの範囲で自由に決められます。

また、千円単位で、いつでも見直すことができます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

→年金は生涯支給されます。

仮に80歳到達前に亡くなった場合でも、受け取るはずであった額が、死亡一時金として遺族に支給されます。(現在価値相当額)

○税制上の優遇措置があります

→支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

○農業の担い手には、手厚い支援があります

→認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。(保険料補助表参照)

保険料補助表

区分	必要な要件	国庫補助金	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1、2の方と家族経営協定を締結し、経営に携わっている配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳までに区分1になることを約束した後継者	6,000円	なし

※ 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定されています。
たとえば、区分1で35歳未満の方の場合、自己負担1万円になります。

全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ

購読料：月700円(送料とも)

農地を相続したときは届出を

相続で農地の権利を取得したときは、農業委員会に届け出をお願いします。

農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、すべての農地を対象として農地パトロール(利用状況調査)を実施します。

農業委員が各地域を巡回し、お話を伺うこともありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

農地の貸し借り、売買や転用の申請に関するご相談、農業新聞の購読の申し込みや農業者年金に関するお問い合わせは、

大館市農業委員会事務局(電話 43-7129)までお寄せください。